

にいがた都市交通戦略推進会議 開催要綱

(名 称)

第1条 本会は、「にいがた都市交通戦略推進会議」（以下「会議」という）と称する。

(目 的)

第2条 会議では、「にいがた都市交通戦略プラン」の着実な進行と効果発現に向けて、実施計画に基づく各施策の推進状況、目標の達成状況を確認し、必要に応じて施策の改善や、新たな施策の検討・提案を行いながら、目標達成までのプロセスを共有することとする。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく、「地域公共交通計画」を策定するとともに、実施状況・進捗状況に関する評価を行い、必要に応じて実施施策・事業の改善・見直しを行うこととする。

(組 織)

第3条 会議は、座長及び構成員、事務局で組織する。

2 座長は、新潟市都市政策部長を充てるものとする。

3 構成員は、有識者・交通事業者・関係行政機関の職員等をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

4 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

5 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

6 事業や施策別での協議を深めるため、必要に応じ部門別の部会を組織し、部会で検討した内容を会議で共有する。

(運 営)

第4条 座長は、構成員を招集し、会議及び部門別の部会の議長を務める。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者及びオブザーバーの出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

3 会議は、公開とする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

〔施行期日〕

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

この要綱は、令和2年8月13日から施行する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

別表

構成員

長岡技術科学大学大学院	教授 佐野 可寸志
志民委員会	世話人代表 木山 光
新潟商工会議所	理事・事業部長 小沢 謙一
新潟市消費者協会	会長 和田 澄恵
有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス	代表 中村 美香
一般社団法人 日本旅行業協会 関東支部 新潟県地区委員会	委員長 宮城 貴志
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 企画総務部 経営戦略ユニット	ユニットリーダー
公益社団法人 新潟県バス協会	専務理事
新潟交通株式会社 乗合バス部	部 長
一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課 長
国土交通省北陸地方整備局 道路部 道路計画課	課 長
国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 計画課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
新潟県交通政策局 交通政策課	課 長
新潟県警察本部 交通部 交通規制課	課 長
新潟市観光・国際交流部	部 長
新潟市土木部	部 長
新潟市都市政策部	部 長

事務局

新潟市都市政策部 都市交通政策課	
------------------	--